

○吉本議長 通告5番目、16番、尾和弘一議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16番、尾和弘一であります。議長の許可を得ましたので、5点にわたって質問をさせていただきたいと思えます。

まず第1点目であります。現在、根来地区内において、住持池及び中左近池周辺、開発がされております。この地区の森林は先人から受け継いだものであり、雨水をため、洪水や濁水を防止する機能で、根は土を支え、下草で表土を覆い、土砂災害を防止する機能を持っております。

また、それ以外にも森林はそのような働きを持っております。このような働きを持つ森林が、開発によって無秩序に失われないように、自然環境の破壊にならないようルールを定めた上で、開発の許認可がされていると思っております。

この制度、林地開発許可制度というものであります。これは森林法に基づいて定められており、森林開発許可制度の対象となる森林は、保安林または海岸保全区域外の民有林で、地域森林計画の対象となる森林だということに理解をしております。

今回、ここの地区における開発について、民有林においてなのか、国が所有する国有林以外で、個人、法人、都道府県、市町村が所有する森林を指すわけでありませんが、地域森林計画として、和歌山県知事が民有林を対象に、森林資源の管理や森林の保全について定めた計画があります。林地開発許可制度の対象となる開発行為は、1ヘクタールを超えて森林を開発する場合であると言われており、土石の掘り起こし、林地以外の転用など土地の変形を変える行為によって、開発行為が1ヘクタールを超える場合が当てはまると考えております。

そこで、今回、私は、まず第1点に、この周辺の開発についてであります。この開発によって池の南側に位置する、私たち新興住宅の皆さんに何が起きるのかという問題であります。

そこで、この開発に当たっては、この森林の所有権者は誰なのか、まずお聞きをしたいと思えます。

それから、2番目には、雑木林の伐採・堤防の造成についてであります。今の現状を見ますと、かなりのスペースで造成、山の切り崩しが行われております。今後どういう状況になるのか、お聞きをしたいと思えます。

それから、3番目に、この造成・開発についてであります。将来、何をしよう

としているのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 根来地区内について、通告に従い一括してお答えします。

住持池、にごり池周辺の開発につきましては、都市計画法、森林法の許可を得て、工場の建築を目的として、造成工事を行っております。

所有者及び事業主は和歌山市に事務所を置く株式会社泰建、開発面積は4万7,770平方メートルとなっています。中左近池西側につきましては、伐採届の申請がなされており、所有者及び申請者は株式会社泰建、伐採面積は4,257平方メートルで、駐車場予定地となっています。坂本神社付近の堤防工事につきましては、和歌山県による住持池の堤体補強工事で、所有者は住持中左近両ため池土地改良区となっております。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今回の開発については、市も県のほうから問い合わせがあって、それに対する市の見解も出されておると思うんですが、その開発についての市の意見並びにこれに関する問題について、どのように回答が来ているのか、それをお聞きしたいと思います。

今回の開発許可についてですが、県からいつ許可を出されたものなのか。それから、もう1点は、今、開発面積について、市のほうから答弁がありました。4.7ヘクタールということだということなんですが、あそこの工事する標示板には、3.6という標示が載っております。また、開発業者についても、今、泰建という形で報告がありましたが、この特定事業区域の面積についてですが、2万6,467平米、特定区域の面積ですね。こういう形で標示がされております。ちょっと食い違うんで、どういう理由で、それがそういう実態になっているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、今回の開発に絡んで、住持池の南西のところについての計画が含まれているのか、含まれていないのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、今回の開発における、特に、最近、集中豪雨というものが発生をします。今回の開発において、総雨量、何ミリまでであれば、この開発による下流の地区住民の被害が想定されると思うんですが、それに耐え得る対策をしているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、今、この池周辺については、所有権については、住持中左近水利組合、それが所有をしているということなのですが、市の所有する区域は、今回は含まれていないのか、それについてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、森林法による開発でございますが、こちらについては市のほうからどういう意見を返したのかということであったと思いますので、平成29年3月24日付でございますが、県のほうに回答しておりますのが、まず、許可することの適否についての意見について、これは適でございます。その他としまして、申請者に対して、森林法及びその他関係法令等を厳守するようにご指導願います。

それから、個別事項としまして、土木課から道路法第24条及び岩出市法定外公共物第4条に基づく許可が必要です。対象地内に既存地籍調査基準点が存在するため、国土調査法第30条第3項及び第31条第1項に基づき岩出市土木課事業管理室と基準点復旧協議が必要です。こういう意見です。

それから、都市計画課、こちらから都市計画法第29条に基づく許可が必要です。

生活環境課からは、岩出市の環境を守る条例を遵守し、万一、公害等の苦情が発生した場合は、事業主において早急に対処し改善すること。

生涯学習課からは、埋蔵文化財包蔵地内となるため、発掘の届け出の回答に基づき事前に確認調査を実施してください。

意見としては、以上です。

それから、これに基づく、いつ許可になったのかということでございますが、森林法の許可がおりておりますのが、平成29年5月30日でございます。

次に、開発区域、先ほど答弁させていただきました4.7ヘクタールについて、現地では3.6と書いてあったがということですが、この差異につきましては、開発の区域といたしましては、4.6860ヘクタールございます。そのうちの森林地域が3.6ヘクタールと、こういうことで標示されております。

それから、住持池の南西の伐採しているのは含まれているのかというご質問でございましたが、これにつきましては、先ほど事業部長から答弁させていただきましたように、別途伐採届が提出されております別の事業でございます。

以上です。

○吉本議長 事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

集中豪雨等による災害について、ちゃんと計画しているのかということですが、調整池を設けておまして、その計画が50年雨量確率で152ミリ、時間当たりという計画となっております。

それから、市の所有地はあるかという質問だったと思いますが、市の所有地はございません。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今回の開発における地元の協議というんですが、地元との間での説明なり、それはどういう形でなっているのかなということで調査をしたんですが、いわゆる根来区元村のほうには話はされたんですけども、周辺の新興住宅の各自治会には、一言もこの開発について説明もなければ、実態というのが明らかにされてきておりません。私は、こういうような形で開発をすること自体に問題があるんじゃないか。

根来区に話をして、一番被害を受けるのは新興住宅の関係の地域であるわけであり、押池の自治会とか、我々、根来団地の周辺の今盛んに開発が、宅地化が進んでいるわけですから、そこに流出する土砂災害、雨量、こういうものを考えていくなら、当然、概要についても、どこが説明をするのか、県の林務部がやるのか、岩出市がやるべきなのか、そこら辺のすみ分けはどうなっているのかなという点をお聞きをしたいと思います。

それから、1ヘクタール以上については、環境アセスというんですかね、そういうものについても、私は必要だなということを思っておるんですけども、それとかパブリックコメントについても、この開発についてどのようになっているのか、そのまま、現状のまま開発が進んだ場合にどうなるのか危惧しております。

それから、3点目は、この開発をした跡地、工場の跡地というような標示をされておりますが、どういうものがあそこに開発した後の土砂をとった跡、一部、池のほうにも埋め立てをすることもお聞きしておるんですけども、どういうような状況になるのか、跡地の利用について、それから、出入り口については、一番北側から今ダンプが盛んに出入りをしておりますが、出入り口等についてはどういう形態になるのか、全くわかりません。これらについて、岩出市民の命と暮らしを守る立場で言えば、当然、市も県に対して協議をし、そこに上げていくという形で、市民

の皆さんの声を集約して、県との協議をしてきたのか、ここら辺が全く不明であります。それについてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再々質問にお答えします。

まず、地元との協議はどうなっているのかということだったと思いますが、地元説明につきましては、岩出市開発事業に関する条例及び施行規則に基づき隣接する自治会と池管理者に説明し、同意を得ております。この開発によりまして心配されているような池の決壊等の災害は想定しておりませんので、その他には説明義務のないものと考えております。

次に、環境アセスメントが必要ないのかということだったと思うんですが、環境アセスメントの対象事業としましては、工場建設の場合、環境影響評価法では、必ず実施しなければならない事業が100ヘクタール以上、実施するかどうかを個別に判断する事業が75ヘクタール以上、また、県の環境影響評価条例では、実施しなければならない事業が75ヘクタール以上となっておりまして、今回の開発に伴う森林開発面積が3.6ヘクタールで、20分の1以下の面積しかありませんので、環境アセスメントの実施の必要はないと考えます。

それから、パブコメにつきましても民間の開発事業ですので、これも該当しないと考えます。

それから、開発の跡地はどういうものができるのかという質問だと思いますが、食品製造工場ができると聞いております。

それと、出入り口は、現在、工事で使用しております北側の1カ所となります。

地元説明はどこがするのかということだったと思うんですが、それは基本的に事業者がやることになっております。

それと、市民の声を聞いているのかということにつきましても、最初に答えましたとおり、岩出市開発事業に関する条例で、隣接する自治会に説明しなければならないとなっておりますので、その条例どおり隣接の自治会に説明しているということになります。

以上です。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 2番目の質問を行います。有害生物についてであります。

この問題については、最近、地球温暖化に絡んで、多少影響があると思うのですが、マダニにかまれて、感染により熱が出たり重症化して、重症熱性血小板減少症候群という、SFTSを発症することがあると言われております。

和歌山県においても、5月ごろから10月をピークに、11月ごろまで発症していると報告をされておるんですが、私たちの身の回りにおいても、それが主な原因か明確ではありませんが、ご家族3名の方が那賀病院に入院をされ、そのうちお年寄りの女性の方が7月ごろ、入院と同時に死亡されたという悲しい出来事が発生しております。

また、近年には、これに関連して、ヒアリとかセアカコケグモとか、そういうものが問題になるんですが、そういうものに対する、岩出市として市民の命と健康を守るためにどうしていくのかということが、1つ大きな課題になろうかと思うんですが、そこで、岩出市におけるマダニ、ヒアリ等の対策について、どのようにされてきているのか、されようとしているのか。

それから、現状認識について、岩出市ではどう認識をされているのか。

それから、今後の啓発及び方針について、市のほうからご答弁をいただきたいと思っております。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員ご質問の2番目について、通告に従い一括してお答えいたします。

まず、マダニにつきましては、森林や草地など屋外に生息する比較的大型のダニで、日本全国に昔から生息しており、ダニ媒介感染症の原因となる病原体を保有していることがあります。毎年、ダニ媒介感染症を発症される方は全国で発生しており、岩出市内でも発生が確認されております。

市としましては、現在、市ウェブサイトにも、ダニにかまれないためのポイント、ダニにかまれたときの対処法を掲載しており、また、10月広報にも同様の記事を掲載する予定となっております。今後とも岩出保健所と連携を密にし、住民への注意喚起に努めてまいります。

次に、ヒアリにつきましては、特定外来生物に指定されている害虫で、和歌山県内では、現在のところ発見されておられません。今年度、市内において数件通報がございましたが、県を通じて確認したところ、ヒアリではありませんでした。ヒアリを

発見した場合、一次処理として、殺虫や殺虫餌設置の処理をし、岩出保健所を通じて国に通報することとなっております。

市としましては、市ウェブサイトにおいて注意喚起を行っておりますが、今後とも関係機関と連携を密にし、住民への啓発を進めてまいります。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。これは身近な問題ですので、敏速性というんですかね、特に、最初に申し上げたように、発生件数というのは、夏場に起きてくると。冬場には、ほとんどそのマダニというのは発生件数は少なくなるんだということなんですが、毎年のように発生しているということもありますので、適宜、いわゆる啓発の仕方でも10月号に載せられて、終息をするという、過去の段階での広報ということになると思うんですが、来年は、できたら5月、6月、7月ぐらいに、いいタイミングをもって啓発をしていくと。

それとあわせて、マダニというのは、我々も小さいときから、マダニにかまれると、そのまま放置をしておけば、ぽろっととれるんだから、それを払い落としたりしないほうがいいんだという、おやじとか、じいさんのほうから聞いた覚えがあるんですけども、そういうことも含めて、この免疫態勢というんですか、駆除態勢というのは、どういうものが薬剤として適当なのか、ここら辺も含めて、岩出市民の皆さんに広報していただきたいなど、切にそのように感じているんですけども、どういう殺虫剤がいいのかという問題も含めて、広報の際には、そういう機関を利用して出していただきたい。そのように考えておりますが、市のご見解を伺いたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

もう少し早く広報したほうがよかったのではないかと、それから、広報する内容を充実させるべきではないかという主旨であったと思います。ことしに関しましては、平成29年8月18日付で、岩出保健所より、ダニ媒介感染症に係る注意喚起についてということで、岩出市、紀の川市に対して注意喚起を市民に対してお願いしたいという通知をいただきました。その上での対応となりましたので、今回、10月の広報に載せさせていただいておるところです。

おっしゃるように、ダニの発生というのは春から夏に、温かくなるころということになりますので、岩出市内においても発生が確認されているということでありますので、また、来年以降の広報につきましては、いろいろ検討してやってまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 保健推進課長。

○広岡保健推進課長 尾和議員の再質問にお答えします。

尾和議員もご存じやと思いますけども、マダニについては日本古来の生物ですので、むやみやたらと生物を駆除することは自然界のバランスを崩すことになります。どうしても駆除したいということであれば、岩出保健所のほうでマダニ駆除に対応できる民間団体を紹介してくれるということですので、市に相談があれば保健所のほうへ取り次ぐような形をとっています。薬剤がどれがいいかというのは、ちょっとわかりかねるところでございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 ヒアリ対策の件なんですけども、これも現在は和歌山県内で発生をしてないということを言われておりますが、このグローバル世界において、コンテナからよく発見をされておるわけですから、貿易の関係で、中国のほうからも直接コンテナで入ってくるということも考えられますので、このヒアリについても、マダニとあわせて啓発対策というのを強化をしていただきたいことをお願いをしておきたいなと思っておりますが、ご答弁をいただきたいと思っております。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

ヒアリに関しましても、特定外来生物ということで、こちらのほうは見つけ次第、駆除するという事になっておりますので、マダニと同じく、市民に対しては広報等で十分啓発をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、ストレスチェックに関してであります。

この問題については、過去、私も、この問題について要請をしておりますが、2014年6月25日に公布された安全衛生法の一部を改正する法律によって、ストレスチェックの実施等を義務づける制度が創設されて、常時雇用する従業員50名以上の事業所において、1年以内に1回、従業員の身体の健康状態だけでなく、心の健康状態もチェックできる仕組みを導入することが事業主の義務となりました。

背景には、日ごろのストレス、精神疾患による労災件数が3年連続で過去最多を更新している社会的問題であります。もちろん地方自治体においても同様であり、従来の過重労働の緩和など量的な視察を加え、さらに包括した対策が導入されることとなったわけであります。

2015年12月1日から施行に向け、新たに公表されたストレスチェック制度に関する省令・告示・指針にはストレスチェック制度を総合的なメンタルヘルス対策の取り組みの1つとして位置づけて、総合的な取り組みを継続的に実施していくことが強調されております。

もちろん岩出市職員においても、この問題については非常に重要な問題であります。義務化に伴って、岩出市職員においても、もう既に実施をされたと思うんですが、そこで質問させていただきたいと思うんですが、既に実施した結果について、どうであったのか。それから、対象者数100%及びいつ実施をしたのか。

それから、2番目に、実施をした結果を踏まえて、具体的な取り組みについて、どのように方針を考えておられるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 通告に従い、ストレスチェックに関してのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の実施した結果についてであります。平成29年度につきましては、現在実施途中でありますので、平成28年度の結果について申し上げます。実施につきましては、平成28年7月に実施をしてございます。正規職員、臨時職員合わせて対象者472人のうち410人が受検し、このうち42人が高ストレスと判定されております。

次に、2点目の結果を踏まえて、具体的な取り組みについてであります。労働安全衛生法第66条の10の規定に基づき、高ストレスと判定された職員に対しては、医師による面接指導を受けるよう勧奨を行い、面接指導により医師からアドバイスを受けております。また面接指導の結果に基づき必要な就業上の措置について、医

師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、職員の勤務状況等総合的に判断して、適切な措置を講じているところであります。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ストレスチェックの結果を回答いただきました。472名中42名、いわゆる1割に相当する方が岩出市の職員の皆さんにストレスがあるということであり、これに対する対策として、今言われましたが、10条と17条において、面接指導の抽出の方法とか、そこら辺について、面接を実施をして、医者からその指導した内容について、具体的にされてきているのか。医者との面接する場所等について、どのような関係になっているのか、そこら辺について、まずご答弁をいただきたいと思っております。

それから、ストレスであるということなんですけれども、42名の内、現在、その方は就労できているのか、休業しているのか、そこら辺について、42名のうち何名が休業しているのか、そこら辺の具体的な分析をされて、ストレスといってもいろいろなチェックの中に載っている事象については、個々ばらばらではありますが、相対的にそういう実態についても、具体的に対策をしてこられているのか、これについてお聞きをしたいと思っております。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

医師からの面接の関係ですけれども、医師から就業上の措置をとるよという意見で、どのような措置かということでございますけれども、就業場所の変更あるいは作業の転換、労働時間の短縮等の措置から、職員の実情に合った措置を行ってございます。例えば、人事異動等の際の考慮の1つとさせていただきます。

それから、42人、高ストレスの者がおるが、その中で、今現在就業しているのか、休業しているのかということでございますけれども、例えば、心の病で休業しておる者はございますけれども、その中に含まれているかどうかという答弁につきましては、個人が特定されますので、控えさせていただきます。

それから、具体的に、今後の策ということなんですけれども、職員の相談窓口の開設、あとはストレスとうまくつき合う方法、そういうようなところを周知してございます。

以上でございます。

○尾和議員 議長、休業している人数は言えると思うんです。人数については特定されることはないわけやから、個人名を言えと言っているわけじゃないんで、何名休業しているのか。

○藤平総務部長 尾和議員が再質問されました42人とは別に考えていただきたいんですけども、現在、心の病で休業しておる職員は5名でございます。

以上でございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 罹患率と言えば、もっと少ないのかなと思ったんですけども、いわゆる岩出市職員において、470名中5名がこのストレスチェックとは別に、心の病を持っているということですよ。やはり、これは真剣に執行部の皆さんも考えていただく必要があるのではないかなど。最悪の場合になりますと自死とか、そういうようにつながっていく可能性も起きてくるわけですから、心の病という状況の中における本人のケアですね、ケアをどのようにしていくのか。

具体的に、各市町村においても健康管理室というようなところもあって、そこに行けばいつでも相談できると、相談できる体制を組んでいるところの自治体も聞いております。だから、そういう意味では、今回のチェックにおいて42名の方がストレスに十分に罹患しているという疑いがあるわけですから、医者と連携をしながら、もっと具体的に本人の立場に立って、執行部の皆さんは対応する必要性があるんじゃないかなど、私はそのように思っております。それについてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えをいたします。

事例を挙げていただいて、健康管理室、相談をする窓口を設けておるところがあるということでございますけれども、我々岩出市におきましても、この平成29年7月から毎月2のつく日に、市役所あるいは保育所を回って、にこにこ相談というそういう相談窓口を設けてございます。ここで気軽に相談をしていただけるようにさせていただいております。

それから、真剣に健康について考えていただきたいということですが、議員おっしゃるとおり、職員の心の健康は職員とその家族の幸福な生活のために、ま

た、職場の生産性、活気のある職場づくりのために重要な課題であるということをお我々認識してございます。メンタルヘルスの不調の対応だけでなく、職場でのコミュニケーションの活性化など、ここらを含めた中で、広い意味での健康づくりに引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時50分から再開いたします。

休憩 (14時30分)

再開 (14時50分)

○吉本議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

尾和弘一議員、引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　4番目の質問を行います。

まず、岩出市庁舎についてであります。この市庁舎について、まず1番目に、現在の市庁舎について、高齢者や障害者等への対応、市民サービス窓口対応について、現状どう認識されているのか。それから、課題について分析をされたことがあるのかどうか、まずお聞きをしたいと思います。

それから、2番目には、庁舎に求められる機能として、人に優しいとか、環境に優しい庁舎にしていくために、どのようにしていくのかということでもあります。

さらには、市民も市職員も働きやすい庁舎にするための改善として、どのようなものを今まで実施をされてきたのかということでもあります。

それから、3番目に、インバウンドで、岩出市の周辺の市にも外国の方が来られております。それから、聴覚障害者とのコミュニケーションの手段として、多言語音声翻訳システムと会話が文章で表示される支援システムを取り入れている先進地の実態が今あります。

同アプリは、外国語を日本語に自動的に翻訳したり、聴覚障害者との会話の手段として、市民サービスの向上を図ることができる唯一の手段であると言われております。もちろん手話通訳においてもそれは必要なことなんですけども、今後、岩出市において、他人種の外国人観光客や転入・転出も多くなるということが予想されます。これらの会話を円滑に図り、市民サービス向上のために、会話支援アプリと

窓口でのタブレット端末を早期に導入して、市民サービスの向上に努めるべきではないかというように考えております。

もちろん、市サービスそのもの、市役所の機能というのは、第1番目には、市民にいかにかサービスを提供するかということが求められております。窓口における市職員の市民への対応、これは以前に比べたら向上してきているんですけども、やはりお役所仕事であるという意見もよく聞きます。やはり市民の皆さんが庁舎にいられて、市職員も幹部の皆さんもよくいらっしゃいましたというような気持ちで、温かい気持ちで受け入れをしていくということが波及をして、岩出市役所の中も大分改善したなど、向上したなどという思いになられる方がふえていくのではないかと、そのように感じております。

その点から、市庁舎に求められる役割というのは、どのように今日まで改善をしてこられたのか、そこら辺について質問をさせていただきます。回答をよろしくお願ひします。

○吉本議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 ご質問の4番目、市庁舎についての1点目、現状と課題について、通告に従い答弁をさせていただきます。

高齢者や障害者への窓口対応についてですが、市役所には、障害の有無にかかわらずなく、加齢や傷病等に起因する心身機能の低下により不自由を感じておられる方、妊産婦、ベビーカーを使用されたり、小さいお子さんを連れられている方など、さまざまな人が来られることから、これらの方々に適切な対応していく必要があります。

職員側の知識が十分でないと、結果的に不便な思いをさせてしまうこととなりますので、研修の受講により知識の習得、適切な配慮、柔軟な対応ができるよう努めているところです。

また、庁舎設備においても、正面玄関及び東側玄関での音声案内や庁舎内の点字ブロックの整備、多目的トイレの人感センサー照明の整備など誰もが利用しやすい庁舎となるよう取り組んでいます。

次に、2点目、庁舎に求められる機能についてですが、市民サービス機能、行政執務機能、議会機能、防災拠点機能等、それぞれの機能充実に取り組んでいるところです。

ご質問の案内看板等については、正面玄関及びエレベーター付近に庁舎案内板と

業務案内板を設置しておりますが、わかりやすい標示に改めてはどうかのご意見につきましては、限られた掲示スペースのため、文字のサイズに制限がありますが、わかりやすい表示となるよう工夫してまいります。

また、課名表示看板等に外国語表示を併記することにつきましては、来庁者から特段要望もありませんので行っておりませんが、多くの要望が出てくることがあれば対応してまいります。

なお、LED照明の一部導入などの省エネへの取り組みにより、環境にも配慮しているところです。

それから、3点目、外国人及び聴覚障害者向けの会話支援アプリとタブレット端末の導入についてですが、現在、聴覚障害者への対応としては、手話通訳者の配置や磁気ループなどの設置により対応しているところです。また、外国人への対応としては、手続の際、日本語を話せる同行者がいることがほとんどであります。同行者がいない場合は、外国語を話せる職員が対応しています。

ご提案のタブレット端末等の導入につきましては、現在、その予定はありません。今後、ほかの市の導入状況等を注視してまいります。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁いただきました。庁舎に関して、市のほうでどのようにすれば市民サービス向上につながるのかという形で、会議とか、そういうアンケートとか、そういうことを実施を今までされてきていたのか、検討会議等で問題点を抽出して、議論されて実施をしてきたのかということでもあります。

それと、今ご答弁いただきましたが、市役所は、北から入るのが正門ですよ。それから、東からの出入り口、私が見る限りでは、北から入る市民の皆さんというのは非常に少ないのではないかなと。東からの車を置いて出入りされる方が非常に人数的には多いのかなと。そういうデータについてもとっておられるのか。

それから、もう1点は、先ほど部長のほうから答弁ありましたが、そういう需要が発生したら、外国人に対して対応していくんだということではありますが、これは大阪周辺、泉佐野、堺、岸和田、それから貝塚、私も業務でちょこちょこ行く機会があるんですが、ほとんど表示が、窓口表示、市民課という下に、中国語と英語で、中には韓国語で表示をしている表示板がもう既に設置をされております。

これは、そういう需要があるなしにかかわらず、これからはインターネットのユ

ニバーサルデザインの立場からいっても、別に需要が発生したらやるんでなくして、先取りしていくということも大切だというふうに思っています。

それから、案内板の件ですが、お年寄りが来て、字が小さくて見にくいと言われることも聞いております。

それから、ワンストップサービスで機能できるよう改善をする必要性があるのではないかなど。

それから、入り口から入りまして、ほかの市町村では、ラインを設けて、このラインに沿っていけば、例えば、教育委員会へ行きますよと、水道へ行きますよとか、そういう表示が、足元で確認をできるという表示もされているところもあります。

そういうようなもろもろの改善をして、市民に親しまれる明るい庁舎にしていくということが求められているのではないかなと思うんです。

それから、北から入りまして、車椅子が2台置かれております。いざ、あれであれば奥のほうに入っているんで、引き出すのに使い勝手が悪いと思うんですよね。すぐ使えるような状況に、やっぱりしておくということが必要ではないかなと私も考えておるんですが、総合的に、そこら辺も含めて、それと、年金課、福祉あたりもそうなんですが、カウンターの上に必要以上の書類を並べて置いてあると。東から入ってきたら、やはり、あれは市の職員の皆さんはどのように感じておられるかわかりませんが、あのカウンターの上に並べておくと、やっぱりそこから仕切りされているような、拒絶されているような感覚に、市民の皆さんはとられます。

だから、カウンターとかテーブルの上に置いておる一切の書類については、1カ所にまとめて、必要なところにまとめて、そこで必要なものは持ち帰るというようなシステムにしていくほうが、よりいいのではないかなと私も思いますし、その点ではもっと改善する必要性があるというように思っておりますが。今回、南に庁舎が建設中ですが、そこら辺で、総合的にもう1度見直して、庁舎自体のレイアウト、そこら辺をどのように改善していかれるのか、もし検討されている事項があるなら、ご答弁をいただきたいなと思っております。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点、北側と東側のお客さんの分析をしているのかということですがけれども、そちらから入ってこられるデータの分析、いわゆる人数のカウントはしてございません。

それから、市民のサービスにつながるための外国人向けの看板表示であったり、あと字が小さくて大きくすること、あとワンストップのサービスをしてはどうか、ラインを設けてはどうか、いろいろご提案をいただいております。それから、車椅子の配置の問題、それとカウンターにも書類を置いているじゃないかというようなことでございます。こういうようなことを一括して答弁をさせていただきますけれども、議員、今ご提案いただいて、我々も危惧しているところもございませうけれども、議員おっしゃるとおり、市民サービスの向上に視点を置いた機能充実を目指します。

それから、年齢あるいは障害の有無にかかわらず、あらゆる人にとって使いやすく、わかりやすいユニバーサルデザインを基本とした市庁舎となるよう、引き続き取り組んでまいりたいと、このように考えてございます。

それから、南庁舎ができることによって、スペースも大きくとれますので、現在、生活福祉部のあたりが、結構狭いところがございますので、そこらは十分改善をさせていただきたいと考えてございます。

それから、市民サービスの向上の会議の件ですけれども、今後、市民サービス向上検討委員会、こういうようなものを開催して、協議進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 私は、もう既に市民サービス検討委員会というようなものを庁舎内でやられてきているんやなという上で質問させていただいたんですが、それすらも設置もされていなければ、検討もされてないと。非常に残念だと。今からでも遅くないんで、そこら辺を含めて、総合的に。やはり職員の皆さんもそうですけども、やっぱり働きやすい環境というのは、職員の皆さんのストレスの解消にもつながりますし、市民の皆さんも市役所に行って、気持ちよく帰っていただけるということが求められると思うんですよね。

市役所へ来て、腹が立って帰るような状況を、やっぱり1人でも2人でも生み出さないと、こういうことが基本に求められるんじゃないだろうかと。一にも二にも市業務の仕事は市民サービスですから、この力点に置いて、いかにすれば、どのようにすれば、市民の皆さんが快適に庁舎を利用できるのかということを実際に考えていただきたい。

それから、動線ですけれども、先ほど答弁なかったんですが、できたら、入ってくると、足元に表示をして、そこを見れば、ああ、ここに生活福祉課や年金課があるなど、都市計画課があるなどというような、土木課があるなどというような形にすれば、それを見て、動線として行動できるということもありますので、総合的な市民サービス向上に向けた市庁舎の改善を早期に立案していただいて、一歩でも二歩でも前向きに改善をしていただくということを求めておきたいと思います。

ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員がご提案をいただいております検討委員会、いわゆる職員間の検討ですけれども、今後、市役所に来られる方々、気持ちよく来られて、また、気持ちよく帰られる庁舎を目指して、検討をしていきたいと思います。

足元への表示の件につきましても、今後研究をさせていただきたいと思います。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 5番目の質問をさせていただきます。これが最後ですので、もうしばらくおつき合いをしていただきたいと思うんですが、教育諸課題について、6月にもこの問題について質問をさせていただきました。

岩出市における教育課題について、事前に5項目について質問の要旨を提出をしております。

まず第1に、総合教育会議、これが設立されて、もう1年以上たつと思うんですが、この間、総合教育会議等岩出市の教育委員会において、何回開催されて、どういう議題が、どういう課題というんですか、議題が持ち出されて、それに対して議論をされてきているのかという点であります。その報告を求めたいと思います。

それから、2番目は、8月、9月にかかって、中央教育審議会の答申が出されました。これは学校における教職員の長時間労働をなくしていくための改善事項として、実施計画について出されてきたわけではありますが、これに伴って、岩出市教育委員会として、この答申が出された上における提言をどのように実践をしていくかということになると思うんですが、そこら辺について、現時点で計画をされている改善事項がありましたら、まずご答弁をいただきたいと思います。

それから、3番目に、教職員の岩出中学校・小学校の正規と非正規、非常勤職員

の講師の先生、これらについて学校別に現在何名おられるのか、及びそれらの人の賃金体系、正規と非常勤教員との間の賃金体系については、どのような開きがあるのかということについて、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、4番目に、小中学校の徴収業務についてですが、これは過去からも問題になって、過重労働の1つの要因になるということで、今回も取り上げてみたんですが、まず、小中学校の修学旅行、これについて入札ではなくして、随契で契約をしているんじゃないかと。公平公明な入札制度によって修学旅行というのが企画されていないのではないかとというように各学校で問題になっておるわけですが、岩出市において修学旅行における契約の方法、これはどのようになっているのか、まずお聞きをしておきたいと思います。

それから、修学旅行についてもそうなんですが、父兄が負担をしているその積立金というんですか、それについての問題、それから、これら全ての徴収業務にかかる業務については、誰が、どこでやっているのか。

それから、これは2回目のとき、また質問させてもらいたいと思うんですが、岩出市小中学校における徴収業務に対して、統一したマニュアルというのはつくっておられるのか、この点について、どういう実態になっているのか、これをお聞きをしたいと思います。

それから、最後になりますが、5番目に、平成27年度に起きた事件、2件発生をしております。これについて、支払負担行為について、情報公開を求めますと、支払負担行為の、あれはないんだということで、情報公開請求で公開できないと、行為はないんで公開できないということではありますが、当然、金の流れについて具体的に、これはどのような形で支払いをしてきているのか、日時についてお聞きをしたいと思います。

もちろん、今回提案をされている平成28年度の決算の中にも、この決算についてはどこを探しても計上されてないという実態にあるんですが、これについて、どのような処理をしているのか、これについてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員ご質問の5番目、教育諸課題の1点目、総合教育会議と岩出市教育委員会について、お答えをいたします。

平成27年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律第1条の4の規定にある総合教育会議を設置し、教育委員会と協議・調

整を行い、今まで3回の会議で岩出市教育の大綱を策定し、また、重点的に講ずべき教育施策について協議を行っています。

平成27年度中に2回、平成27年6月30日、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の骨子案について、本年度の開催予定、平成28年2月24日、大綱の策定について、その他、平成28年度、1回、平成29年1月19日、平成28年度重点業務についてとその他を行うということであります。

以上です。

○吉本議長 教育部長。

○秦野教育部長 私のほうから、ご質問の2点目から4点目までお答えをさせていただきます。

まず、ご質問の2点目、中央教育審議会の提言を受けてについて、お答えをいたします。

ご質問の中身につきましては、中央教育審議会初等中等教育分科会の学校における働き方改革特別部会からの緊急提言の内容であろうかと思っておりますので、そのことについて回答をさせていただきます。

同提言につきましては、教育委員会といたしましても、課題意識を持って既に取り組んでいるところでございます。本市の教職員の出退勤の管理につきましては、県の規定にのっとり出勤簿で確認しております。今後、本提言を受け、文部科学省や県教育委員会からの通知なども参考にしながら、出退勤の管理システムについて研究してまいりたいと考えてございます。

教職員の業務改善につきましては、既に、市費による適応指導教室の開設や特別支援教育にかかわる介助員、授業にかかわる学校図書館司書の配置を行っております。

また、県費を活用して、問題行動等への対応として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校支援員、スクールサポーターなどを配置してございます。

また、中学校の部活動につきましては、1週間のうち1日を休養日としてございます。

さらに、体力テストの集計や岩出市学力調査の採点、分析の業務委託、そして、各種調査の精選することなどで、教職員の業務軽減に努めているところでございます。

なお、本提言にあります給食費の公会計化や口座振替納付等、既に教員の業務ではなく、いち早く改善をしているところでございます。

次に、3点目の学校の正規と非常勤の教員数及び賃金体系ということについてでございますが、各学校別の正規の教員と非常勤講師の数について、正規教員数、非常勤講師数の順で、学校ごとに申し上げます。

岩出小学校、22人とゼロ人、山崎小学校、34人と3人、山崎北小学校、32人と2人、根来小学校、26人と2人、上岩出小学校、24人と2人、中央小学校、28人と2人、岩出中学校、45人と1人、岩出第二中学校、49人と2人となっております。

なお、この数字は平成29年5月1日現在の数字でございます。

賃金体系につきましては、教員は県費職員であるため、市町村立学校職員の給与に関する条例に定められてございます。初任者の例を挙げて申し上げますと、4年制大学を新卒・新採で採用された場合の本給については20万6,400円となっております。

それから、新採10年目ということでございますが、新採10年目といいましても、いろいろな方がいらっしゃいますので、現在33歳で、採用までに講師経験が1年ある新規採用10年目の職員を例に答弁させていただきますと、その教員の本給は30万4,400円です。

なお、諸条件により一人一人の年収は異なるため、年収についてはわかりません。

次に、非常勤講師につきましては、非常勤職員の報酬及び費用弁償支給規定に定められており、時給2,780円です。この額は、経験年数に関係なく、一律となっております。年収につきましては、時給単価に1年間の勤務時間数を乗じた額となります。

次に、4点目のご質問、小中学校の徴収業務についての1点目、修学旅行契約の方法はどうかについて、お答えをいたします。

中学校につきましては、和歌山県中学校長会の中に、修学旅行部会があり、それに加盟することで、事務局が一括入札をしてございます。小学校につきましては、各校が随意契約で行っています。

続いて、2つ目の全てのこの業務は、どこで誰がしているのかにつきましては、主に修学旅行担当学年、小学校であれば6年、中学校であれば3年の担任と管理職が各学校で行ってございます。

徴収に関しまして、中学校では、旅行者の口座に保護者が直接振り込みを行っています。小学校では修学旅行説明会のときに、保護者が学校に持参する学校と1学期から分割して集金している学校がございます。全ての学校に各学校の徴収金等のマニュアルがあり、それに基づいて会計処理を行ってございます。

私から以上でございます。

○吉本議長 教育長。

○塩崎教育長 尾和議員ご質問の5点目、平成27年度に起きた事件について、一括してお答えいたします。

まず、プール事故についてであります。平成28年5月12日、保険会社から直接ご遺族の口座に振り込まれていますので、負担行為はなく、市の決算にも計上されておられません。

次に、学校事故につきましては、損害賠償ではなく、死亡見舞金として、平成28年6月10日に、独立行政法人日本スポーツ振興センターから市を經由して、ご遺族に支払われています。これにつきましては歳計外現金として処理していますので、負担行為はなく、市の決算にも計上されておられません。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず、教育委員会総合計画会議ですね、これについては大綱を決めてやられたということですが、この内容については公開をされているのかどうか。今後とも公開して、その会議については非公開でされているのか。それから、その内容についてネットで公開をされるという考えはあるのかについて、まずお聞きをしたいと思います。

それから、中央審議会の答申についてですが、教育部長は余り後ろ向きな答弁しかされてないんで、確認をさせていただきたいんですが、今回の中央教育審議会の中身は、勤務時間の把握、出退勤を管理しているというのは、現在は何人出てきて、印鑑を押してということでしょうけども、やはり実際の勤務時間、これを把握しなさいよと。勤務時間の把握をやるためには、タイムカードの導入をすべきだということですから、これは小中学校押しなべて、早期にタイムカードを設置して、実際の実働はどれぐらいあるのかという把握をやっぱりやっていく必要があるんじゃないかなと。

それとあわせて、留守番電話の整備とか、それから、部活動の休養日とか夏休み、休養日については週1回設けられているということなんで、夏休みについても閉校日を設けて実施をなささいということも、審議会のほうから文科省の大臣のほうに提出をされているわけですから、この答申を受けて、早期に実施をしていくということが求められているというふうに思うんですが、その実施時期について、今わか

るのであれば、ご答弁ください。

それから、小中学校の正規と非常勤の講師の先生、今ご答弁をいただきました。正規の方については、賃金体系というのはほぼ確定しておると思うんですが、非常勤の教諭、臨時とか、特別に、出産に間に合うために非常勤で入ってくるという方については、時給で2,780円ですか、これは実働で1時間ということなんで、時間数に応じてやと思うんですが、非常勤の先生たちの言われるのは、やはり非常に安いと。何年たっても昇給がないんですよね。昇給がない中で、業務は正規の先生と同様の学校における業務をしていくということになるわけですから、こちら辺については非常勤の講師の先生には、正規で採用し直すというような、正規を求めない先生もおられると聞くんですが、そうでなければ、長時間にわたって非常勤で先生をやっておられる方については、労働条件を一日も早く正規に合わせていくということが求められるのではないかなと、私はそのように思っております。

それから、4番目の徴収業務ですが、今聞きますと、中学校については、校長会で入札として契約をしていると。小学校については随契で修学旅行を契約しているということなんですが、小学校における修学旅行については、随契じゃなくして、やっぱり公明正大な形で入札制度を推進をしていただきたい。そうすべきであると、私は思っておりますので、再度ご答弁をいただきたい。

それから、徴収金取扱マニュアルについてであります。今聞きますと、マニュアルはつくっているんだということでしたよね。それについては、また後ほど情報公開で求めたいと思うんですが、なぜ、私はこれを言うかといいますと、和歌山県において不正な流用が発生して、12年でしたかね、高校における不正事件が発生をして、それから、和歌山県の教育委員会もマニュアルをつくったということになります。

全国的にも、学校業務におけるお金の流れ、これについては非常に雑多な形で、学校業務の徴収金については、積立金として、いわゆる修学旅行、それから卒業アルバムの代金積み立て、それから部活動費、給食費、実習費、それから学年の学級費とか、PTA会費、それから保護者、教職員から成る団体会費、PTAの会費について、事件が発生したのはPTA会費から学校の校長がほかに流用しているという事件があります。

それから、これ統計なんです。14の府県で200校がPTA会費等学校の経費を流用しているということが発覚をしてきております。

そういう上で、徴収金についての取り扱いマニュアル、これは厳格なものにして

おかないと、そういう不祥事が発生をするわけですから、それをどうしていくのか。それから、その徴収金を集めたお金を学校の先生たちが、それを管理をするというのは非常に業務がふえるわけですから、そこら辺について、教育委員会で再検討が必要ではないかなという新聞のコラムも出ておりました。そうしますと、教育委員会に職員が必要になってくるということも発生してきますので、そこら辺については、教育委員会と執行部のほうで調整して、早期になるべく学校の先生の業務を減らして、いわゆる教えるほうに頑張っていたきたいというように考えておりますので、それについてご答弁をください。

それから、平成27年度に起きた事件についての収支についてですが、負担行為はないのでということなんですが、これは大阪市の監査員が、平成25年に歳入歳出外現金等の取り扱い事務ということで、大阪市の監査業務を見直せということを提言している監査報告があります。そのやり方についてですが、非常に不明金というのがあって、どこに金があるのかということで問題になっております。

歳計現金については、地方自治法において、支払い資金に充てることができない現金であるということで、地方自治法第235条の4項の2号で、歳計現金として扱われておるんですけども、しかし、歳入歳出決算の中に出てこないからといって、決算の中に計上しないということで取り扱いをしているんですけども、その歳計外支出調書というのは、完全に調定されて、作成されているのかということをお聞きをしたいなというんですけども、それと、この補償金、見舞金、これらの問題について、これに類する取り扱いをしているものは、ほかにあるのか。

今回の事件については、そういう取り扱いをしておるんですけども、具体的に、ほかに歳入歳出外現金として、利子をつけなくて、保証人も相手方に返還するときに、公共団体が利息をつけなくて返還をするという現金がほかにあるのではないかとこのように思うんですけども、それについてお答えをいただきたいと思います。

一般企業であれば、会計帳簿に複式簿記とか単年度簿記なんかで言えば、一般企業では、それは違法として摘発をされて、公認会計士が、これは一般の企業では問題になるところなんですけども、だからといって、決算の中にも出てこない。会計簿の中で歳計外として徴収をすれば、素通りして、遺族の方に支払われるということがされているというふうに理解しているんですけども、しかし、だからといって、その調書をきちっと岩出市は管理をされているのかという点について、再度ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再質問について、お答えをいたします。

まず、大綱とは何か、内容はどのようなものか、公開はしているのかについて、お答えをいたします。

岩出市の教育学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3により、総合教育会議において、市長と教育委員会が協議・調整を図り、市長が大綱を策定することとなっております。

本市におきましては、平成28年2月24日の総合教育会議にて策定をしております。大綱の内容、項目は、1つ、策定の主旨と内容、2つ、計画期間、3つ、策定に当たっての考え方、4つ、基本的な方針、5つ、基本的な方針と施策の展開方向の5本の柱となっております。内容は、閲覧にて公開しております。

それから、第2回目、第3回目の周知は行っておりません。議事録については、いずれも策定しておりますので、閲覧により公開してまいります。

以上です。

○吉本議長 教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

教員の勤務時間についてでございますが、タイムカードによって、実際の勤務時間の把握をとということでございますが、これにつきましては、県のほうで定められている要綱がございますので、現在のところ、それに基づいて出勤簿の体制ということになってございますが、勤務実態調査というものを年に1度実施して、教員の勤務実態を把握するようにしてございます。

それから、この緊急提言の中にあります留守番電話の整備の件について触れられていましたが、やはり保護者と学校との関係性等の問題があり、この留守電の整備についてはハードルが高いんじゃないか、そんなふうに考えています。今後の研究課題にさせていただきたいと思っております。

それから、学校の閉校日を設けるというようなお話もございましたが、現在、8月中に3日間、土日を含めて、連続5日間の学校閉校日を設けてございます。

それから、これらの改革の実施時期についてもご質問あったかと思いますが、体制が整っていくものから鋭意実施していきたいと考えてございます。

次に、教員の正規職員と非常勤講師との差ということについて、ご質問の中で産休等の先生というお話があったかと思いますが、これは先ほど答弁させていただき

ました非常勤講師とは別でありまして、臨時的任用講師と呼ばれる講師で、フルタイムの勤務をしている先生でございます。

ちなみに、その先生の給与につきましては、臨時的任用講師、いわゆる常勤講師と呼んでいる講師なのですが、4年制大学を出たての新卒の常勤講師の本給は、19万5,800円となっております。

先ほど申し上げた非常勤講師の時給2,780円のまま上がらずに、正規教員との差が大きいということについてでございますが、そもそも勤務時間が根本的に違いまして、非常勤講師については、1日3時間程度の勤務で、授業のみを行うと定められてございます。そういったことで、時給の割には待遇がいいのではないかな。また、退職されてからの先生であったり、採用試験を目指す勉強のために非常勤講師につきたいというふうに希望される方々も多数ございます。

臨時的任用講師、いわゆる常勤講師の採用につきましては、できるだけ臨時的任用講師を減らして、正規教員を採用していただくよう、県教育委員会に常々働きかけているところでございます。

それから、修学旅行に関係してなんですが、小学校を随契していることについての透明性、それについては、今後研究していきたいと考えておりますが、学校が希望する日程、それから、学校が希望する宿を抑えるに当たって、なかなか、毎年、業者が変わっていきますと、抑えてもらいづらいという部分がございます、現在、随意契約をとっているところでございます。

それから、PTA会費のことについても触れられていましたが、PTA会費につきましては、PTAの組織の中に監査委員がございまして、PTA会費については、きちんと監査を受けた上で、総会にて承認をいただく、そのようなシステムをとっております。

集めた金の管理につきましては、学校は子供たちが使う教材などにかかわる費用を集金したりしているわけですが、学校ごとにそういう集金額、集金内容は違いますので、市のほうで一括管理するというのは、非常に課題が大きいと考えてございます。ただ、学校のほうで集めたお金につきましては、すぐに金融機関に預ける、そういったことはマニュアルに盛り込んで対応しているところでございます。

○吉本議長 教育長。

○塩崎教育長 5点目の平成27年の事故についての再質問について、お答えいたします。

歳計外の調書は作成しているのかどうか、保管しているのかどうかというご質問

ですけれども、日本スポーツ振興センターの災害共済給付金、この制度における見舞金というのは、その保護者の所有に属する現金でありまして、センターから市を経由して保護者へお金が行っているんですけれども、まさに、これは市の所有じゃなしに、歳計外で処理する現金であります。ということで、市で一旦は保管するわけなんですけれども、歳計外払出通知書という正規の予算でいう支出命令のような調書なんですけれども、これを作成した上で、現在もきちっと保管しております。

そして、こういうふうな処理をした現金というのはほかにもあるのではないかと、こういうふうなご質問ですけれども、教育委員会で扱っているこの種のお金については、日本スポーツ振興センターの災害給付金制度による給付金のみであります。

これは特に、学校の中での児童生徒のけがした場合であるとか、かなり頻繁に給付はされている事例があります。

以上です。

○吉本議長 会計管理者。

○井神会計管理者 尾和議員の再質問にお答えいたします。

歳入歳出外現金でほかにどのようなものがあるかというご質問だったと思います。まず、歳入歳出外現金というものの1つとしては、債権の担保として保管しているもの、もう1つが、法律または政令の規定により保管しているもの、この2種類がございます。

まず、債権の担保として保管しているものでございますけれども、現在、岩出市では契約保証金、それから、指定金融機関の提供する担保、それから、納税の徴収に係る担保、公営住宅の敷金などでございます。

それから、法律または政令の規定により保管しているものとして、債務者に属する権利を代理して行うことにより、受領すべき現金または有価証券、これは地方自治法施行令第168条の7第1項の規定によるものでございます。

それから、2つ目として、災害により被害を受けた者に対する見舞金に係る現金または有価証券、これも地方自治法施行令第168条の7第1項に規定するものでございます。まず、スポーツ振興センターの災害見舞金はこれに当たると思われます。

それから、あと、共済組合の掛金、給与の所得税、それから県民税、それから特別徴収に係る住民税、こういったものを現在、歳入歳出外現金として取り扱っております。歳出の際には、歳計外支払調書を作成し、歳出をしております。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 小学校の修学旅行の件なのですが、これについては、やはり宿とか、それは制限はあると思うんですが、やはりそこら辺は随契じゃなくして、やはり入札で十分耐え得る業者があると思うんで、そのような取り扱いをやっぱりすべきだなということで申し上げておきたいと思います。

それから、歳計外支払調書なんですけど、これ、私、調べれば調べるほど、今回の平成28年の決算には表面立って出てこない金なんですよ。

これ、金額を見ますと、大阪の例なんですけど、現金の歳計外残高で、大阪で199億9,500万ぐらい出ているんですよ。莫大な金額やと思うんですけども。岩出においても、そういうような表面に出ないお金についても、きちっとやっぱり管理をしていただきたいと思います。管理をすべきだということで、今回初めて取り上げをするんですけど、今、管理者が言われたように、入札の保証金、これも入ると思うんですよ。それから、契約保証金、職員の給与にかかわる所得税、住民税、公営住宅の敷金、これは言われたとおりなんですけど、そこら辺の歳計外現金というものについて、やはり明確に調書として捉えておると思うんですけど、そこら辺については、きちっとされているのか、ちょっと心配になってきたんで、確認をさせていただきたいと思うんですけど、最後に、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

小学校の修学旅行にかかわった件ですが、随意契約という状況でありますけど、国のほうの通達で、関係業者を利用する場合には、業者に任せ切ることなく、学校が主体性をもって計画実施に当たること、また、関係業者については、信用度等を十分調査した上で利用し、また、これと不明瞭な関係を持つことのないよう、厳に注意することとされておりまして、これをもとに業務を進めているところでございます。

また、各学校におきましては、小学校同士、金額等情報の交流をすることで、ある学校のみが特別高いとか、そういうことのないよう情報交換を進めているところでございます。

なお、議員ご提言の中身につきましては、今後研究してまいりたいと考えてございます。

○吉本議長 会計管理者。

○井神会計管理者 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

歳入歳出外現金のことなんですけども、これは議員おっしゃられたとおり、大阪で100何億というような、まさに膨大な金額を保管しているということでございますけども、岩出市においても、毎月何億というものが動いてございます。これは県へ払い込む県民税、市民税と同時に徴収した県民税などがございますので、それは毎月、億は超えております。その歳計外の歳入歳出でございますけども、歳入伝票、歳出伝票、それはきちっとそろえてございます。それで、毎月、残高を合わせてございます。毎月ではないんですけど、監査のほうにも定期的に報告はいたしております。

以上でございます。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。